

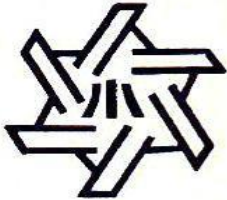
# 二小通信

令和 7年 9月 1日  
東久留米市立第二小学校  
校長 井上 淳

9月号

TEL042-471-0134 Fax042-472-7981

\*学校ホームページ (変わりました!) <https://fa.fureai-cloud.jp/higashikurume-dai2-e>



## 『教育目標』

- ◇ 考える子
- ◇ 仲よくする子
- ◇ じょうぶな子

## いじめの加害者にならないために

校長 井上 淳

2学期が始まりました。まだまだ暑いですが、子供たちの元気な姿が帰ってきました。この2学期の生活は、夏休みにどのように過ごしたのかが大きく影響します。子供たちの様子をしっかりと把握しながら指導してまいります。

さて、「いじめが問題視されて久しいにもかかわらず、その件数は決して減少しているとは言えない。今、いじめがなくても、どこの学級でも起こりうるという状況であり、我々教員はその危機感をもって指導に当たるべきである。」という文章があります。これは、本校の「学校いじめ防止基本方針」の「はじめに」の一部です。

このたび、東京都教育委員会は『いじめ総合対策【第3次】』及び『いじめ総合対策【子供版】』を策定しました。主に前者は教員向け、後者は子供向けに作られ、一人1台端末に格納されています。2学期が始まった今、各学級において【子供版】を使った授業を行ってまいります。

【子供版】には、いじめの「未然防止」「早期発見」「早期対応」はもちろん「重大事態」について学年の発達段階に応じて詳しく説明されています。さらに「『いじめ』とは」という項目があります。「いじめの定義」は『いじめ防止対策推進法(平成25年)』という法律の内容から変わっていません。それでも10年以上経過しても、その定義をすべての国民が理解しているとは思えないのが現状です。

「被害の子供が嫌な思いをした行為は、すべて『いじめ』に当たります。」

加害の子供の人数や、暴力行為の有無、行為の回数は一切関係ありません。被害の子供が「心身の苦痛を感じている」のかどうかを基準として、個別に判断します。

これらが明確に記述されているのが【子供版】の大きな特徴です。これは、児童が、いじめの問題やいじめ防止について考え、普段の自分の言動を振り返りやすくしてあり、まさに、いじめの加害者にならないための冊子だと捉えています。

子供たちが安心して学校に通える環境づくりを今後も行ってまいります。

